

第17回 大垣市都市計画景観審議会議事録

(平成29年11月13日)

第17回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第17回大垣市都市計画景観審議会を、平成29年11月13日（月）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

議 題

- 1 大垣市立地適正化計画の策定について
- 2 大垣都市計画地区計画の決定について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

車戸委員、岩井豊太郎委員、坂委員、山田委員、横幕委員
高橋委員、横山委員、岩井哲二委員、笹田委員、山口委員
大澤委員、大坪委員（代理出席：交通第一課長 桂川幸治）
後藤委員、岡田委員、馬淵委員

欠席委員

小松委員、高木委員、田中委員、溝口委員、冠者委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	田中 裕
都市計画課長	關 琢磨
都市計画課主幹	関 嘉幸
都市計画課主幹	平野 暁

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	臼井 俊介
都市計画課主事	服部 仁貴

(開会時刻 午後1時00分)

事務局
(都市計画課長)

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第17回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。進行は都市計画課長の關が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は小松委員、高木委員、田中委員、溝口委員、冠者委員の5名の方が、ご都合によりご欠席と連絡をいただいております。

また、大垣警察署長の大坪委員様がご都合によりご欠席でございますが、大垣警察署交通第一課長の桂川様に代理でご出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

では、委員の皆様の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして、田中都市計画部長より、ごあいさつを申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、都市計画景観審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

日頃は、都市計画行政はもとより、市政全般にご理解とご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

せっかくの機会でございますので、都市計画部の今、行っている事業について、紹介させていただきます。

前にもお話ししましたとおり、駅前の広場の方ですね。今年度で終了するということで、来年の3月下旬くらいになろうかと思いますが、完成式典を予定しております。そのときに、広場の愛称を募集して発表したいと。小学校の方にもお願いしまして、今、600件以上の応募がございまして、まだまだこれから応募期間がありますので、最終的にもう少しの件数が寄せられて、その中から名称を決定していきたいと考えております。

決定された名称につきましては、3月の完成式典で、皆さんの前で公表していきたいと考えております。

広場のコンセプトとしては、前にもお話ししましたが、水都大垣といって、井戸を掘りまして、自噴水の井戸舟とあわせて、なるべく緑をつくりたいということで、緑地もあわせて整備していきたいと考えています。

水と緑をコンセプトとした駅前の空間をつくっていきたいと考えています。

そういったことで、今公園面積がなかなか少ないというなかで、午前中、緑化審議会を行ったんですが、大垣市の一人当たりの都市公園面積が6㎡を超えたところですが、法律の基準では1人あたり10㎡という基準があるのですが、なかなか一度には広げられないわけですから、こういった再開発にあわせて公園緑地をつくったりとか、そういったことをやりながら、少しずつ整備していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の審議会でございますが、継続審議でお願いしております「大垣市立地適正化計画」ですね。住民説明会とかパブリック・コメントを実施しまして、その意見をもとに反映したもので、今日、改めて報告をして、ご審議をお願いしたいと思います。

それと、前回報告いたしました「曾根町地区地区計画」の整備計画につきましても、ご審議の方を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これらの議案につきましては、本日の審議会でご答申をいただき、12月議会で議会報告をしてまいる予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員の皆様方には、今後とも都市計画行政につきまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局
(都市計画課長)

ありがとうございました。

それではこれよりの議事は、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となります。車戸会長様、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

車戸会長

はい。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、本日の議事録署名者をご指名させていただきます。笹田委員様、大澤委員様をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、本日の傍聴希望者はどなたもおみえにならないことをご報告させていただきます。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。本日の議案の内の1件目ですが、前回の審議会より継続審議になっておりました、平成28年10月3日付け28都第230号の2で諮問のございました、第1号議案の「大垣市立地適正化計画の策定について」を議題といたしますので、まず、事務局から説明をお願いします。

【第1号議案】
事務局
(都市計画課長)

それでは、第1号議案についてご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきますので、お願いいたします。

前回の審議会でご審議いただきました計画素案につきましては、住民説明会及びパブリック・コメントを実施するとともに、国及び県との事前協議を行い、今回、計画案としてまとめております。

まず、これらの結果についてご報告をさせていただき、その後、ご審議をいただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

こちらで住民説明会の実施結果をご報告しております。

項番1「実施日・場所」でございますが、8月8日に大垣市情報工房、10日に大垣市民会館にて開催しております。参加人数は、8日が5名、10日が7名の計12名でございます。

項番3「主な意見の概要と市の回答」をご覧ください。

1件目と2件目の質問は、計画の内容確認に関する質問でございます。

「本計画における各都市機能誘導区域の範囲は明確に決まっているのか」「居住誘導区域の内外にまたがっている土地の扱いはどうなるのか」というご質問でございます。

市としましては、居住誘導区域の範囲は明確に線引きしていること、また、境界にまたがっている土地は、居住誘導区域に含まれるものと回答いたしました。

次の3件目と4件目の質問は、居住誘導区域から外れた土地に関する質問でございます。

「誘導区域外の届出制度について、技術基準は定められているのか」「居住誘導区域外に建築等を進める際に、建築禁止の場所は明示されるのか」というご質問でございます。

市としましては、届出が必要になる以外は、居住誘導区域外における建築行為や開発行為の制限はなく、従前と変わらない土地利用が可能であると回答をいたしました。

続きまして、パブリック・コメントの実施結果をご報告いたします。若干の文言修正がございましたので、新しいものでの説明というこ

とになります。

項番1の「意見募集の概要」でございますが、9月19日から10月18日までの1か月間、パブリック・コメントを実施いたしました。

項番2の「意見募集結果」でございますが、賛同の意思表示が23件ございました。なお、2名の方からご意見を頂戴しておりますので、3番で概要を説明しております。

1件目は「都市機能誘導区域を都市の中心拠点と地域の生活拠点の2種類の区域に分けているが、地域の生活拠点については、地域性や施設の立地状況も異なることから、誘導する施設もその特徴に応じて設定するべきではないか。

特に赤坂や墨俣地区は歴史的な拠点としての役割を担ってきたのであれば、歴史遺産などを維持し、地域の魅力を高めることが人の誘導につながるのではないか。」とのご意見でございます。

市としましては、「地域の歴史遺産等を生かした魅力ある拠点づくりは居住の誘導に資するものであることから、今後は地域の特徴や住居、都市機能の誘導状況等を分析し、地域ごとに誘導施設の設定を検討する」と回答したいと考えております。

2件目につきましては、「都市機能誘導区域内に不足している施設を誘導するとありますが、今後の予定はあるのでしょうか。」とのご質問でございます。

市としましては、郭町東西街区以外にも民間主導による再開発の動向等もあることから、「中心市街地における市街地再開発事業をはじめ、丸の内公園、駅前広場などの様々な都市環境整備事業による快適で魅力的な都市空間の構築を計画しております。」と回答をいたします。

なお、これらの住民説明会及びパブリック・コメントのご意見は、計画内容の変更を求めるものではございませんので、計画の修正を行っておりません。

続きまして、資料2をご覧ください。

「大垣市立地適正化計画」案に関する県との事前調整の結果でございます。

1番目は、「計画区域に土砂災害特別警戒区域の指定があるため、土砂災害に関する記載が必要である」との意見でございます。

これに基づきまして、「市街化区域内にも土砂災害の危険性の高い区域が指定されています。」という部分を追加して記載しております。

2番目は、「土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域には含まないとの記述を追加して欲しい」との意見でございます。

居住誘導区域の設定に当たっては、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は除外しておりますが、本文中にもこれらの区域を明記する必要があると判断し、当該文言を追加しております。

3番目は、「子育て世代の支援施策は全市的に実施しているとするならば、誘導施策とは言い難いのではないか」というご意見をいただきました。

誘導施策として記載しておりました子育て世代の支援施策につきましては、市内全域を対象とした施策であることから、集約化の方向性を示すため、市独自の施策に「居住誘導区域内における住宅取得支援事業の重点化や中古住宅等への拡充」を追加記載することといたしました。

次の4番目につきましては、「住宅ストック循環支援事業は、既に国の交付申請の受付が終了しているため、今後の継続について確認されたい」との意見でございます。

この事業につきましては、平成29年度をもって事業が終了することですので、86ページの「国の支援制度」の表中から削除することといたしました。

5番目については、「居住誘導区域においても、空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業の活用を検討してはどうか」とのご意見でございます。

空き家対策は重要な課題であり、更なる空き家の利活用を促進する必要があるため、居住誘導区域内における「今後検討が必要な施策」として追加記載いたしました。

以上、県との事前協議における主な変更内容について説明をいたしました。

次のページからは、今ご説明したものについて、新旧を対照したものを参考につけておりますので、また一度ご覧ください。

また、国土交通省とも事前調整を行いました。内容の修正を求めらるご意見はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

では、最後に、今後の予定でございますが、「大垣市立地適正化計画」の案につきましては、本審議会にてご了承をいただきましたら、市議会へ報告後、周知期間を経まして、来年4月1日に公表する予定

でございます。

また、市民の皆様には、本日別紙でお配りしておりますパンフレットによりまして、平成30年1月から全戸配布することによって周知を図ってまいります。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

車戸会長

ありがとうございました。

これは今日で審議が終わって答申という形になると思います。

それでは、第1号議案の「大垣市立地適正化計画の策定について」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

立地適正化計画は、この計画をベースに色々な施策をうっていくと思いますが、何年間というのはありましたか。

事務局
(都市計画部長)

目標年次は、市のマスタープランにあわせて平成52年としております。長期になるのですが、見直しはしていくとしておりますので、当然社会情勢もありますので、土地の動向も変わってきますので、見直しは当然していく必要があると思います。

都市計画は、短い視点ではなく、ある程度中長期の視点で見る必要がありますので、そういった意味で、市のマスタープランにあわせました。

坂委員

84ページの表ですが、円とか三角とかありますけど、今回のリーフレットを見させていただいた時に、日常生活サービス施設の中に、福祉施設が抜けているのか、あえて抜いたのか、これはどういうことかなどの質問です。

車戸会長

どうでしょうか。

事務局
(関主幹)

都市計画課主幹の関でございます。

今の坂委員様からのご質問に対して回答させていただきます。

本編の84ページをご覧いただきたいと存じます。

その中では、福祉施設は黒三角としており、つまり今後計画に位置づけを検討する施設でございます。

今回お配りしておりますパンフレットは抜けているわけではなく、1月にパンフレットとして全戸配布する際に、誤解がないように、混乱を招かないように、あえて省いております。

	<p>よろしく申し上げます。</p>
車戸会長	<p>84ページでは、29年の6月末時点ではこのようになっておりますという理解でよろしいですか。</p>
事務局 (関主幹)	<p>本編の84ページを見ていただきますと、福祉施設は黒三角で、黒三角が何かといいますと、下の凡例を見ていただきますと、「今後計画に位置づけを検討する施設で、既存施設あり」ということですが、今後の計画への位置づけを検討する施設としておりますので、1月にお配りするパンフレットには、あえて検討課題として抜いております。</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>まだ今後検討する施設です。</p>
車戸会長	<p>設置をしないということではないという意味ですね。</p>
事務局 (関主幹)	<p>はい。そのとおりです。</p>
坂委員	<p>日常生活サービス施設として都市施設に該当するのではないですか。人口密度42.7/haで考えているわけですよ。私は第1回目の時も申し上げたのですが、高齢者が人口密度を維持しているのですから、老人施設はあるのですが、障がい施設もあればいいのではないかなど。あえて抜いてしまう理由はなんでしょう。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>仰るとおりだと思います。 現在、色々検討しているところではございます。 5年ごとの見直しでもですね、実態をみながら検討をということですね。 雇用の場にもなり得る施設でもあると、そのあたりも様子を見ていきたいと考えております。</p>
事務局 (関主幹)	<p>少し補足をさせていただきます。 都市機能誘導施設というのは基本的に居住の利便性を求めるものであって、福祉施設は居住誘導区域内に必要なのですが、都市機能誘導区域の条件からは外れております。 ただ、今後は検討も考えております。</p>
事務局	<p>前回も坂委員さんには、地域の生活拠点にも福祉施設が必要だという</p>

(都市計画部長)	<p>ご意見をいただきまして、もちろん我々も必要性を認識しているのですが、居住誘導施設内には既に福祉施設もありますので維持をしていく必要があると考えております。</p> <p>ただ、都市機能誘導区域には有る程度絞込みをかけておりますので、全てに誘致ができるかといいますとなかなか難しいだろうなど。</p> <p>今後検討しますということで、今回はパンフレットから抜いております。</p>
坂委員	<p>高齢化施設は地方へというような記事が新聞にも載っておりますように、そういった社会情勢のなかで、大垣市がいち早く本計画に記載すれば、情報の発信源になるのではないかなという、希望もありまして、意見を述べさせていただきました。</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>ありがとうございます。</p>
笹田委員	<p>すみません。</p> <p>91ページと92ページについてですが、平成52年ということは、2040年ですね。この年の人口はどのくらいを想定されているのですか。年少人口やバスの利用者数について記載があるのですが、そもそも人口がどのくらいの想定でパーセンテージを出されているのか、どう維持するのかが知りたいのですが。</p>
事務局 (関主幹)	<p>すみません。都市計画課主幹の関でございます。</p> <p>笹田委員様のご質問に回答させていただきます。</p> <p>本編の13ページをご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>下のほうに茶色に色付けをしている部分ですが、平成52年の人口は150,042人を想定しております。これはですね、大垣市人口ビジョンの2040年の将来推計人口155,876人を基に、平成22年における市内人口総数に対する計画区域内人口の割合が変わらないものと仮定して算出しております。</p> <p>それから、人口を維持するにはどうしたらいいのかというご質問ですが、居住誘導区域外から内へ人を誘導するには、42,246人に対して1,922人、パーセンテージですと約4.5%を居住誘導区域外から誘導すると42.7/haを維持できると考えております。</p>
事務局 (都市計画部長)	<p>会長、いいですか。</p> <p>国の出している人口推計はかなりシビアなものになっております。それは過去の国勢調査の人口をもって将来はこれくらいだろうという見</p>

方をしているのですが、それに対して、大垣市は子育て世代への事業を重点的に行っているんですね。市内で住宅とかマンションを買われた方に対して、3年前から利子補給制度などをやっているのですが、今着実に実を結んでおります。転入者も大垣市は結構多いんですね。こういう施策を評価いただいているのかなと思っております。

そして大垣市は昼間の人口も多いですよ。なぜかという大垣市には雇用の場が多いですから、あわせて、高等学校や大学、専門学校もあります。学びの場があって働く場がありますので。

希望的な数字ではあるんですが、人口ビジョンは15万人口をキープしようという政策となっております。

笹田委員

どちらかというと、社会増で人口を増やしたいということですか。

事務局

(都市計画部長)

自然増は少し厳しいですね。これは如実に出ているのですが、出生率はそんなに変わっていないのですが、お年寄りが亡くなる方がやはり多いんですね。生まれる以上にお年寄りが亡くなっています。

自然減が大きいんですね。社会増は増えているんですがね。

笹田委員

もう一つ別の件なんですが、交通網のところですね。中心拠点から放射状にということですが、計画を見ると1日30本以上と以下で分かれていますよね。30本というと1時間で2本くらいのテンポではないかという気がするのですが、これは都市計画だけではなくて、どちらかというと全体の政策の中で進めていかなくてはならない中身だとは思いますが、やはり、公共交通に利用を集中させようと思うと、本数の問題と料金の問題が利便性という点では鍵になるのかなという気がします。

30本だけでは期待通りの結果が出ないのではないかと思います。これも見直しの中で検討されると思うのですが、しっかり検討していただきたいですね。

車戸会長

そうですね。今後の検討ではぜひ計画を揉んでいただきたいと思えます。

他にはよろしいですか。

山田委員

すみません。前回は欠席しておりましたのでお話があったのでしたら申し訳ありませんが、93ページですが、5年ごとに目標値と効果指標を評価して見直しを行っていくということですが、目標値が人口密度の維持ですので5年ごとの計画や目標は立てにくいところもあるかと思うのですが、毎年どういう形で人口を流入させるとか、期待する効果の

ところの年少人口比率が13.9%から15.1%に上がるのですが、これは5年ごとにどういった形であるようになっていくのかですか、84ページの都市機能誘導区域の誘導施設をどういう形で誘致を進めていくのかとか、具体的な施策は今後検討されるのでしょうか。

事務局
(関主幹)

すみません。都市計画課主幹の関でございます。

まず、5年に一回見直しはするのですが、その前に毎年この施策のなかでデータを集めます。そのなかで、移動した人、入ってきた人、施設が建ったもの、撤去したものなどを毎年集めて分析していきます。

それによって強い施策、弱い施策を分析し、弱いものには補填する。強いものにはなおさら強化するという形で進めてまいりたいと思います。

ただ、具体的に毎年の見直しの数字とか、5年ごとの見直しの数字とかは決めておらず、目標年である平成52年の数値だけ決めております。

車戸会長

いかがでしょうか。

これで答申という形になるんですけども、ご意見はありませんか。ご発言も無いようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることといたします。

続いて、第2号議案といたしまして、平成29年10月4日付け29都第207号で諮問がございました「大垣都市計画 地区計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【第2号議案】
事務局
(都市計画課長)

それでは、第2号議案「大垣都市計画地区計画の決定」についてご説明させていただきます。

第2号議案の資料の方をご覧ください。

5ページまで説明資料がございますが、1ページから3ページは計画書、理由書となっております、4ページに位置図がございます。次が拡大した計画図でございます。

位置は、大垣市曾根町地区、大垣市の一番北にございまして、この地区の北側を境に、北は神戸町となっております。

詳しくはまず5ページの計画図をご覧くださいと思います。こちら

らの赤色で囲ってある区域が今回の地区計画の範囲でございます。

現在は、未来工業株式会社及び未来精工株式会社の企業移転に伴いまして、工業跡地となっております。

詳しい内容につきましては、3ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

今回の地区計画を決定する理由書がこちらにございますので、ご覧いただきたいと思っております。

この地区は、大垣市の北端に位置する市街化調整区域内の工業集積地であり、地区の西側は市道曾根北方6号線に隣接し、地区南部の東西には都市計画道路一般国道21号線及び都市計画道路昼飯大島線が整備されている交通の要所でございます。

本地区の北部には、平成31年度に東海環状自動車道大野・神戸インターチェンジの開通が予定されており、今後、さらなる交通の利便性が期待される地区でございます。

また、大垣市都市計画マスタープランにおきましては、「周辺の市街化を誘発しないよう配慮しつつ、地区計画等の手法により工業系土地利用を図る地区」として位置づけてございます。本地区における無秩序な開発等による不良な街区環境の形成を防止しつつ、周辺環境と調和した工業集積地としての街区環境を維持するため、この地区計画を決定するものでございます。

それでは以降、計画の内容について詳しくご説明させていただきますので、1ページの計画書の方をご覧いただきたいと存じます。

名称でございますが、「曾根町地区 地区計画」でございます。位置は総括図に示したとおり、大垣市曾根町2丁目の一部でございます。面積は約3.4haでございます。

次に、地区計画の目標でございますが、3ページの理由書で説明した内容と同様でございます。

土地利用の方針でございます。

建築物等の用途や壁面の位置などを制限することにより既存環境を保全し、敷地面積の最低限度を設けることで不良な街区環境の形成を防止し、工業集積地として適正な土地利用を誘導するものでございます。

続いて、建築物等の整備方針でございます。

ここに5つ制限がございますが、これにつきましては、次のページでまた詳細を説明させていただきます。

その他の整備方針ですが、1番目に、地区計画区域はすでに宅地化されている土地ではありますが、洪水等への安全性を高めるため、敷地内に洪水調整池を整備することとしております。

2番目は、周辺環境と調和した街区環境を維持するために、建築物などを建築する場合は、高さに配慮した建築計画とすることとしております。

3番目は、市道曾根北方6号線以外からの自動車の乗り入れを制限することで、周辺への影響を少なくしようとするものでございます。

では、2ページ目をご覧ください。

まず、建築物等の用途の制限でございますが、既存環境を保全するため、従前と同等の用途である、工場及び倉庫に限定しております。

なお、工場につきましては、周辺環境への影響を考慮し、廃棄物処理業を禁止することといたします。

また、倉庫につきましては、流通業の倉庫など、周辺の交通量の増加を招くような倉庫を禁止しております。自己用の倉庫に限定しているということでございます。

次に、建築物等の敷地面積の最低限度でございますが、工場立地法の対象となる9,000㎡を敷地面積の最低限度としております。

工場立地法の対象とすることで、工場の規模等に制限がかかるとともに、緑地の整備が義務付けられ、周辺環境への配慮をするものでございます。

その次が、壁面の位置の制限でございます。

開発基準を参照し、特に配慮が必要な北側につきましては、敷地境界から8.5m以上壁面を後退させることとし、その他の境界からは5m以上の後退を義務付けるものでございます。

その下が、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限でございます。

大垣市景観計画・景観条例に定める、建築物等の形態及び意匠の遵守、農地等の周辺環境の保全、景観との調和に配慮するものとしております。

最後が、垣又はさくの構造の制限でございます。

生垣や植栽、鉄柵等の透視可能なものを設置する場合は、高さが1.8m以下とします。また、ブロック等の透視不可能なものを設置する場合は、高さを0.6m以下にさせていただきます。これにより、周辺環境

との一体性に配慮することといたしました。

以上が地区計画の説明でございます。

参考にこれまでの経緯をご説明いたしますと、6月に地権者である未来精工さん、未来工業さんに計画の説明を行いまして、7月には地区計画の区域の周辺住民に対する説明を行いました。

その後、7月14日から7月27日にかけて原案の縦覧を行いました。これにつきましては、最終的には、縦覧者はありませんでした。

また、10月10日から10月24日にかけて案の縦覧を行いまして、こちらにつきましては1名の縦覧者がございましたが、特に意見の提出はありませんでした。

今後の予定でございますが、この地区計画は市の決定案件でございますので、本審議会でご了承いただきました後、県知事協議を経て、平成30年1月に決定告示を行う予定でございます。

また、これに併せまして、12月の議会におきまして、地区計画に関する建築条例の改正を行います。

こちらにつきましては、また議会の方でご説明することになると思いますのでよろしくお願いいたします。以上で第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

車戸会長

はい、ありがとうございます。

1つだけ確認ですが、これは分筆行為がでた場合でも、そういう想定はあるんですか。

事務局
(都市計画部長)

2ページ目の上から2段目のところですが、最低限度が9,000㎡としております。

車戸会長

分かりました。

岩井豊太郎
副会長

前紡績会社が使っていたため、その後に農業用水に使っていた経緯があると思うが、それは地域で住民説明会をやったときに、農業関係を調べたんですか。

事務局
(関主幹)

都市計画課主幹の関でございます。

神戸の前田・瀬古の自治会長にお伺いしまして、計画に対する農業関係の意見はいただいております。また、住民説明会でも意見はいただいております。

岩井豊太郎
副会長

神戸は上だからまだいい。下の方に確認をとったのか。

事務局
(関主幹)

曾根は確認しております。

岩井豊太郎
副会長

北方町には確認したのか。

事務局
(関主幹)

確認いたします。

事務局
(都市計画部長)

今、岩井副会長からご指摘いただきましたので、改めて私の方から確認しておきます。

車戸会長

では、確認をお願いいたします。
こちらは地区整備計画を行っており、1月には告示したいと、12月には委員会にてご説明するということですね。

事務局
(都市計画部長)

そうです。1月に決定告示をしたいと思っております。

車戸会長

よろしく申し上げます。
ほかに何かございませんでしょうか。
ご発言も無いようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

車戸会長

ありがとうございました。
それでは、原案を適当と認めることといたします。
本日の議案は以上でございますが、委員の皆様からその他に何かご発言ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。
最後に事務局から報告があるとのことですので、お願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、少しお時間をいただきまして、次回の都市計画景観審議会についてご報告をさせていただきます。

次回、ご審議いただきます内容は、ソフピア東西地区などの「地区計画の変更について」ご審議を頂戴したいと思っております。

これにつきましては、国のほうで風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律ですとか、都市緑地法等の一部が改正されたことによりまして、項ずれなどが生じ、条例を変更しなければならないことになりました。

この変更に伴いまして、地区計画の一部に変更が生じてまいりますので、それについてのご審議をいただくために、2月に審議会を予定しておりますので、皆様ご協力をお願いいたします。

報告事項は以上でございます。ありがとうございました。

車戸会長

それでは、これをもちまして閉会といたしたいと存じます。ありがとうございました。

(閉会時刻 午後2時10分)

大垣市都市計画景観審議会

会 長

議事録署名者

議事録署名者